

■ 認知症施策の推進

今後、急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、認知症施策の推進は、ますます重要になります。

国では、今後の認知症施策の目標を、「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」の着実な推進により、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととしており、今般の介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて重点的に取り組むべき事項に位置づけられています。

そのため、認知症に関する正しい知識と理解を高めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や早期からの適切な診断や対応など、関係機関との連携のもと、さらなる施策の充実を図り、安心して地域で暮らしていけるための取組みを進めます。

1 相談・連携強化の推進

認知症に関する相談窓口の周知とともに、関係機関の連携強化を通じて、早期診断、早期対応等、認知症の方やその家族を地域で支える体制の充実を図ります。

(具体的な施策)

○ 認知症初期集中支援チームの設置【地域支援事業】

認知症の人やその家族に対して、訪問、観察および評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートするため、認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

なお、設置にあたっては、地域におけるかかりつけ医および認知症疾患医療センターなどの医療機関や、医師会等の協力・連携が図られるよう十分に協議を行い、計画期間中の設置を目指します。

○ 認知症地域支援推進員の配置【地域支援事業】

医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。認知症初期集中支援チームと同様、計画期間中の設置を目指します。

○ 認知症相談

市役所および地域包括支援センターの保健師等が来所や電話による相談に随時対応します。

○ 若年性認知症施策の実施

若年性認知症の理解の促進を図るとともに、若年性認知症の人やその家族が、その状態に応じた適切な支援を受けることができるための取組みについて検討します。

2 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、認知症に関する正しい知識と理解の普及や、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築することが、今後の認知症施策を進めるうえで重要です。

そのため、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成のほか、新たに認知症カフェの開催など、広く市民に認知症に関する知識を普及啓発するとともに、支援の輪の拡大に向けた取組みを進めます。

(具体的な施策)

○ 認知症サポーター養成講座【地域支援事業】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤を創ることを目的に開催します。

【認知症サポーター養成講座実施状況】

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数(回)	21	22	25	25	25	25
受講者数累計(人)	5,581	6,193	7,000	7,800	8,600	9,400

○ 認知症カフェ【地域支援事業】

認知症の人や家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図る「認知症カフェ」を開設します。

○ 認知症ケアパスの周知

認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ)を作成し、その内容を広く周知します。

○ 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切な対応をしていただくために、認知症ガイドを作成し、公共機関の窓口や医療機関、各相談窓口等に広く設置します。

○ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に、連絡、通報、保護体制のシステムを平成9年度から実施しています。

【保護状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延人員(人)	5	16	16

3 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増加することが見込まれるため、成年後見制度の利用促進を図ります。

(具体的な施策)

○ 成年後見制度利用支援事業【地域支援事業】

成年後見制度の利用が有効と認められる認知症の方で、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方への支援事業で、その費用を助成することにより、認知症の方を保護し、権利を守ることを目的としています。

○ 市民後見推進事業

今後、成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等のニーズが高まることが想定されるため、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人の育成を図るほか、市民後見人の活動を強力に支援するとともに成年後見制度に係るワンストップサービス機関となる(仮称)成年後見センターについて、計画期間中の設置を目指します。